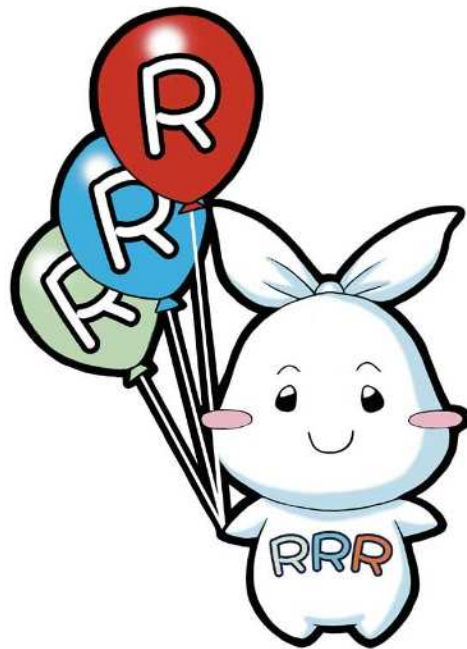


# 【 集合住宅用 】

## 廃棄物等保管場所設置に関する手引き



葛飾区清掃事務所



集合住宅や事務所などの事業用建築物から排出される廃棄物を適正に処理するためには、処理する前の廃棄物を適正に保管しておく場所を設けるとともに、管理責任を明確にしておくことが必要です。

そこで、これから建築物の建設を予定されている建築主の方には、建築計画の段階で、廃棄物の保管場所等に関する事前協議を清掃事務所と行っていただき、建築物の用途・規模に応じた適切な廃棄物保管場所を設置していただきます。

この手引きは、建築物の用途や規模ごとに、廃棄物保管場所の設置に関する各種手続きについて説明したものです。内容について不明な点がございましたら、清掃事務所にお問い合わせください。

---

## 目次

I 協議事項・提出書類一覧	1
II 集合住宅を建てる場合	
1. 事前協議の流れ	2
2. 廃棄物保管場所等の設置手順	3
3. 廃棄物保管場所等の配置例	10
4. 記入例	14
【参考】 関連例規等	
葛飾区集合住宅の建築及び管理に関する条例・規則（抜粋）	27
葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例・規則（抜粋）	28
大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準	30

---

〔 問い合わせ・提出先 〕

葛飾区清掃事務所

〒24-0012 葛飾区立石 5-13-1

電話 03-3693-6113

FAX 03-3691-1797

メールアドレス 061000@city.katsushika.lg.jp

※各種様式は葛飾区のホームページよりダウンロードできます。

葛飾区公式サイト <http://www.city.katsushika.lg.jp>

「葛飾区公式サイト」→「暮らし・手続き」→「ごみリサイクル」→「家庭ごみ」→「集合住宅を建てる場合」

## I 協議事項・提出書類一覧

建築予定のものを確認し、各説明ページを参考に手続を行ってください。なお、集合住宅と事業用途の建築物を併設して建設する場合は、用途ごとに必要な手続を行ってください。

用途	区分	協議事項等	提出書類
集合住宅	集合住宅の用途に供する部分の延べ面積が1,000㎡以上の集合住宅	① 廃棄物保管場所の設置【事前協議】 ② 粗大ごみ集積所の確保【事前協議】 ③ 廃棄物等持出し場所の確保【事前協議】	「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」
	集合住宅の用途に供する部分の延べ面積が1,000㎡未満の集合住宅	① 廃棄物保管場所又は資源・ごみ集積所（ごみストック一等）の設置【事前協議】 ② 粗大ごみ集積所の確保【事前協議】 ③ 廃棄物等持出し場所又は洗浄排水設備の設置【事前協議】	「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」

※集合住宅・・・住戸数又は住室数が15以上の共同住宅、寄宿舍又は長屋のうち、階数（住宅の用に供しない地階の階数を除く）が3以上のもの

### 事前協議について

受付時間 月曜日から土曜日

8：10～16：00

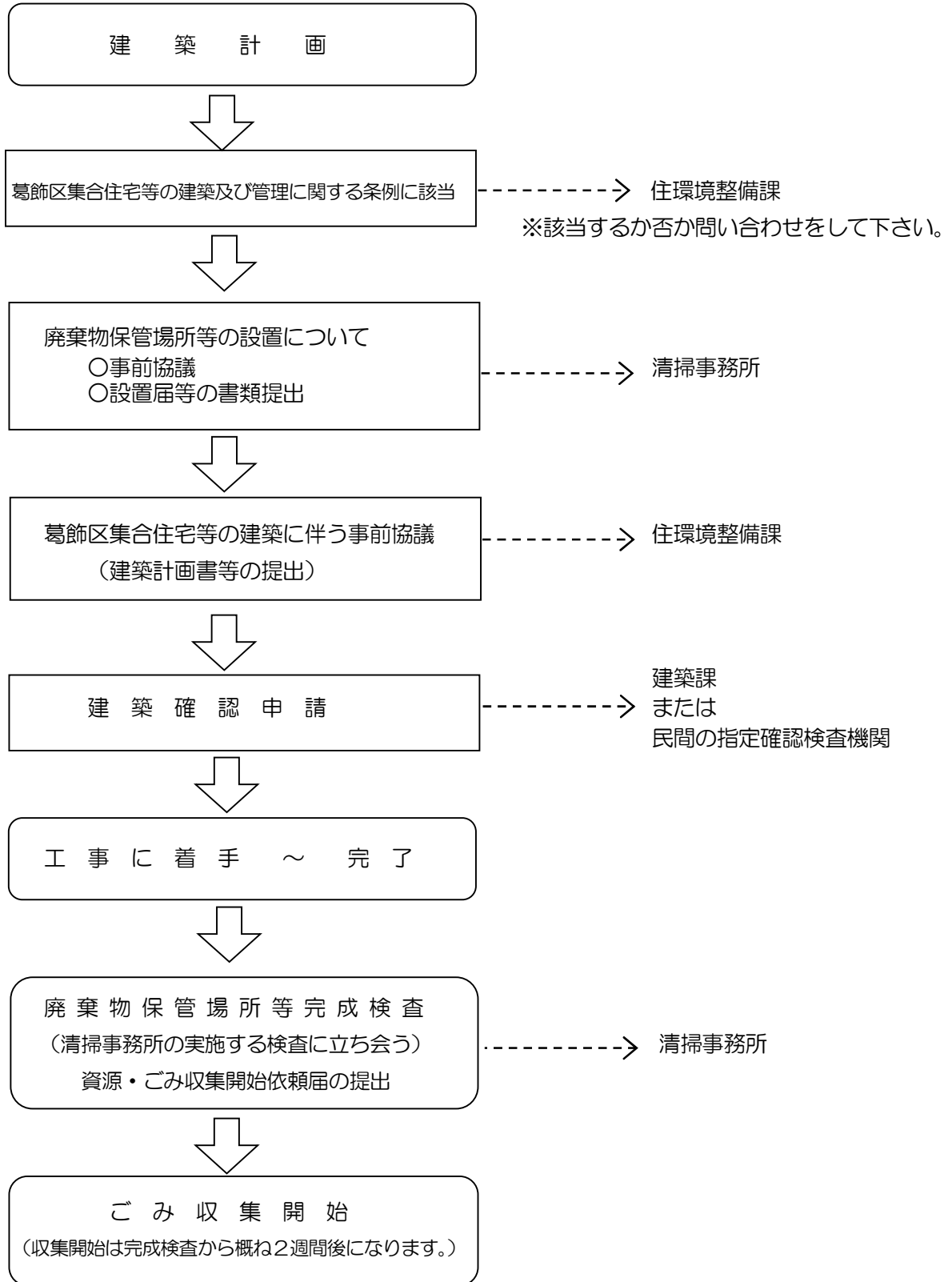
※事前協議でご来所の際には、担当者不在を避けるために事前に連絡をいただきますようお願いいたします。



葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクターリー（Ree）ちゃん

## Ⅱ 集合住宅を建てる場合

### 1 事前協議の流れ



## 2 廃棄物保管場所等の設置手順

集合住宅を建てる際は、建築確認申請を行う前に、以下の手順で清掃事務所と廃棄物保管場所等の協議を行い、必要な書類を提出してください。

### (1) 提出書類一覧

#### 1. 延べ面積1,000㎡以上の集合住宅

提出書類	提出部数	提出時期	添付書類
1 ・再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届 (記入例23ページ)	2部	住環境整備課への事前協議書類(建築計画書等)の提出前まで	① 念書(記入例25ページ) ② 案内図 ③ 設計概要 ④ 用途別床面積内訳書(集合住宅)(記入例:14ページ) ⑤ 廃棄物保管場所の面積算出表(記入例:15~21ページ) ⑥ 廃棄物保管場所等配置図(位置図)及び敷地内運搬車通過通路図等 ⑦ 廃棄物保管場所等の平面図・立面図及び断面図(縮尺50分の1) ⑧ 廃棄物保管場所・粗大ごみ集積所の求積図 ⑨ 廃棄物保管場所等の仕様 ⑩ その他必要と認める図面等

#### 2. 延べ面積1,000㎡未満の集合住宅(ごみストッカー設置の場合)

提出書類	提出部数	提出時期	添付書類
2 ・再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届 (記入例24ページ)	2部	住環境整備課への事前協議書類(建築計画等)の提出前まで	① 念書(記入例25ページ) ② 案内図 ③ 設計概要 ④ 用途別床面積内訳書(集合住宅)(記入例:14ページ) ⑤ ごみストッカーの容量算出表(記入例:22ページ) ⑥ ごみストッカー等配置図(位置図) ⑦ ごみストッカーの図面又はカタログ ⑧ 粗大ごみ集積所の求積図 ⑨ その他必要と認める図面等

※廃棄物保管場所を設置する場合は上記「1」になります。

(2) 廃棄物保管場所等の設置手順

① 集合住宅面積及び居住者人数の明確化

(ア) 「用途別床面積内訳書(集合住宅)」(記入例: 14ページ)を作成し、階ごとの床面積等を記入してください。その際、廃棄物の排出対象となる住居部分と、駐車場や階段等の共用部分とを区別して記入してください。

(イ) 「用途別床面積内訳書(集合住宅)」の居住者人数は、下表により算出してください。

住居占有面積	30㎡未満	~40㎡	~50㎡	~60㎡	~70㎡	70㎡超
人数	1.0人	1.5人	2.0人	2.5人	3.0人	4.0人

② 保管設備の決定

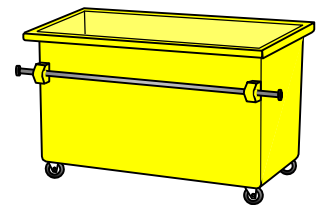
(ア) 廃棄物の種類ごとに、下表内のいずれかの保管設備を決めてください。

廃棄物の種類	保管設備
燃やすごみ	60ℓ容器(角・丸)、反転コンテナ(0.7 m <sup>3</sup> ) 自動貯留排出機
プラスチック製容器包装 (プラマーク)	60ℓ容器(角・丸)、反転コンテナ(0.7 m <sup>3</sup> )
燃やさないごみ	50ℓコンテナ
古紙 びん 缶	資源コンテナ
ペットボトル 食品トレイ	自立型ネット

※住戸数が100戸以上かつ人数が200人以上の場合は、燃やすごみ・プラスチック製容器包装の保管には反転コンテナを使用してください。

(イ) 反転コンテナは、以下の大きさのものを使用してください。

外寸等		
本体部分	横幅	1,360mm±10mm
	奥行き	590mm±10mm
	高さ	890mm±10mm
傾倒軸を含めた横幅		1,574mm±10mm
傾倒軸を取付ける高さ		685mm±10mm



(ウ) 反転コンテナ又は自動貯留排出機を使用する場合は、事前に必ず清掃事務所にご相談ください。

③ 廃棄物保管場所面積の算出

「廃棄物保管場所の面積算出表」（記入例：15～21ページ）により、以下の項目に留意して廃棄物保管場所の面積を算出してください。

(ア) 居住者人数

居住者人数は、「用途別床面積内訳書（集合住宅）」で算出した総人数を記入してください。

(イ) 一日あたり排出量・廃棄物の種類

一日あたりの排出量は1人あたり0.65kgで、廃棄物の種類ごとの排出割合は下表のとおりです。

燃やすごみ	プラスチック製容器包装(プラマーク)	燃やさないごみ	古紙	びん	缶	ペットボトル	食品トレイ
76.9%	7.5%	4.4%	5.8%	2.9%	1.0%	1.3%	0.2%

※ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は、清掃事務所と協議の上、燃やすごみの排出量を最大20%減らすことができます。（記入例：19～21ページ）

(ウ) 収集間隔

燃やすごみ	.....	3日（週2回収集）
プラスチック製容器包装(プラマーク)	} .....	6日（週1回収集）
古紙、びん、缶、ペットボトル、食品トレイ		
燃やさないごみ	.....	13日（月2回収集）

(エ) 保管設備に収納できる重量

保管設備に収納することのできる廃棄物の重量は下表のとおりです。

	燃やすごみ	プラスチック製容器包装(プラマーク)	燃やさないごみ	古紙	びん	缶	ペットボトル	食品トレイ
60ℓ 容器(丸・角)	7kg	2kg	—	—	—	—	—	—
反転コンテナ	80kg	23kg	—	—	—	—	—	—
自動貯留排出機	1㎡あたり 120kg	—	—	—	—	—	—	—
50ℓ コンテナ	—	—	11kg	—	—	—	—	—
資源コンテナ	—	—	—	17kg	16kg	3kg	—	—
自立型ネット	—	—	—	—	—	—	4kg	1kg

※自動貯留排出機を設置する場合は、面積算出上の圧縮率は1.3を限度とします。

(オ) 予備率

廃棄物の種類ごとに保管設備の最低必要個数を算出し、それを保管設備の種類ごとに合計したものに予備率（1.4）を乗じて必要個数とします。

(カ) 段数

必要個数を段数で除して1段あたりの個数を算出してください。廃棄物保管場所の内部に棚を設置して2段構造にする場合と、棚を設置せず平置きする場合とでは、積み上げることのできる上限数が異なります（断面図例：12ページ）。なお、1段あたりの保管設備個数は切上げて整数にしてください。

容器ごとに段積みできる上限数は下表のとおりです。

	反転コンテナ	60ℓ容器	50ℓコンテナ	資源コンテナ	自立型ネット
平置きする場合	1段	1段	2段	2段	1段
棚を設置し、2段構造にする場合		2段	4段	4段	2段

棚を設置する場合、容器等を前後に並列に置くことは出来ません。ただし棚の両側が通路等になっている場合はこの限りではありません。

(キ) 保管設備の設置に必要な面積

保管設備の種類ごとに必要な面積を算出し、それを合計します。保管設備の外寸は下表のとおりです。

保管設備の種類	外寸（ミリメートル）
反転コンテナ	横幅 1570 × 奥行き 590 × 高さ 890
60リットル容器(丸)	直径 600 × 高さ 600
60リットル容器(角)	横幅 350 × 奥行き 550 × 高さ 600
50リットルコンテナ	横幅 530 × 奥行き 366 × 高さ 322
資源コンテナ	横幅 530 × 奥行き 366 × 高さ 322
自立型ネット	横幅 400 × 奥行き 400 × 高さ 700

※自動貯留排出機を設置する場合は、機械本体を設置するために必要な面積になります。

(ク) 作業場所の面積

作業場所は、建築物の規模に応じて、保管設備への投入、廃棄物の持ち出し及び保管設備の清掃等に支障がない面積を確保してください。

目安として、棚と棚の間の通路及び棚から壁までの距離は90cm以上を確保するよう努めてください。

(ケ) 廃棄物保管場所の面積

(キ) で算出した面積に作業場所面積（洗浄排水設備面積を含む）を加えた面積を、廃棄物保管場所の面積とします。



#### ④ 廃棄物保管場所の位置及び構造の決定

大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準（30ページ）に基づき、利便性や作業の効率等を考慮して決めてください。廃棄物保管場所の配置例（10ページ）も参考にしてください。

- (ア) 廃棄物保管場所内部及び保管設備の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置してください。
- (イ) 換気設備及び照明を設置してください。
- (ウ) 出入り口の幅及び高さは次の通りとします。
  - ・ 容器等を使用する場合 幅を90cm以上、高さを1.8m以上とします。
  - ・ 反転コンテナを使用する場合 幅を1.2m以上、高さを1.8m以上とします。
  - ・ 自動貯留排出気を使用する場合 幅を3.5m以上、高さを3m以上とします。
- (エ) 棚を設置する場合、棚の高さは80cmから1mまでとします。

#### ⑤ 持出し場所の確保

廃棄物等の収集（回収）日に容器等及び反転コンテナを持出す場所は、以下の点を考慮し、敷地内に確保してください（配置例：10ページ）。

- (ア) 廃棄物等の排出量に見合う十分なスペースを確保してください。  
目安として、燃やすごみの容器等及び反転コンテナを置けるスペースを確保してください。
- (イ) 運搬車が停車しても、道路通行上及び運搬車への積込み作業上支障がない場所に確保してください。
- (ウ) 反転コンテナ使用の場合、必ず敷地内にて安全に積込み作業ができるようにスペースを確保してください。
- (エ) 運搬車が敷地内に進入し収集する場合、幅員5.5m以上で原則として通り抜けできる通路に接する場所に確保してください。通り抜けできない場合は転回スペースを確保するなどして、安全に敷地外に退出できるよう配慮してください。
- (オ) 運搬車が敷地内に収集のため進入する際に、ゲートあるいは建築物等の下を通過する必要がある場合は、高さを3m以上確保してください。
- (カ) 私道、狭隘<sup>きょうあい</sup>路地、通り抜けできない道路、歩道がある幹線道路に接しているなどの場合は、清掃事務所にご相談ください。

### (3) ごみストッカー設置基準及び手順

#### ① 集合住宅面積及び居住人数の明確化

「用途別床面積内訳書（集合住宅）」（記入例：14ページ）を作成し、居住者人数を下表により算出してください。

住居占有面積	30㎡未満	～40㎡	～50㎡	～60㎡	～70㎡	70㎡超
人 数	1.0人	1.5人	2.0人	2.5人	3.0人	4.0人

#### ② ごみストッカー容量の算出

(ア) 「ごみストッカー容量算出表」（記入例：22ページ）により、以下の項目に留意してごみストッカーの容量を算出してください。

◎ごみストッカー容量＝一日あたりの袋数（居住者人数×一日あたりの廃棄物の排出量×廃棄物の排出割合×収集間隔÷一袋あたりの重量）×一袋あたりの容量

(イ) (ア)に規定するごみストッカー容量の算出に用いる項目の数値は、次のとおりとする。

- ・居住者人数は(3)-①で算出した人数とする。
- ・一日あたりの廃棄物の排出量は一人当たり0.65キログラムとする。
- ・廃棄物の排出割合は76.9パーセント（燃やすごみの排出割合）とする。
- ・収集間隔は3日（燃やすごみの収集間隔）とする
- ・一袋に収納できる重量は5.3キログラムとする。
- ・一袋あたりの容量は45リットルとする。

(ウ) (ア)で算出したごみストッカー容量が300リットル未満の場合は、300リットル以上を必要容量として確保してください。

#### ③ ごみストッカー設置及び構造の基準の確保

(ア) ごみストッカーの設置場所は、道路に面した場所で運搬車が停車しても、道路交通法上及び運搬車への積込み作業上支障がない敷地内に設置してください。（配置例：13ページ）

(イ) 収集日当日の廃棄物の投入に十分な容積を確保してください。

(ウ) ごみストッカーの投入口の高さは80センチメートル以内としてください。ただし囲いの前面が開閉できる場合はこの限りではありません。

(エ) 廃棄物の飛散及び鳥獣被害等を防ぐため、蓋をつけてください。

(オ) 耐久性があるものを設置してください。

#### ④ 付帯設備等の基準の確保

ごみストッカーの清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置してください。

#### (4) 粗大ごみ集積所の設置

- (ア) 廃棄物保管場所又はごみストッカーとは別に、粗大ごみ集積所を設置してください。粗大ごみ集積所は建築物の規模に応じて、粗大ごみの集積に支障がない面積を確保してください。
- (イ) 目安として、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の場合は2m<sup>2</sup>以上、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の場合は1 m<sup>2</sup>以上を確保するよう努めてください。
- (ウ) 必要に応じて囲いを設けるなどして周囲との安全を確保してください。

#### (5) 事務所や店舗等を併設している場合

家庭ごみとは別に事業系ごみの保管場所を別途確保してください。事業系ごみは、自己処理を行うことが法律で義務付けられています。民間の許可業者への委託をお願いします。

#### (6) 「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」の提出

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」（記入例23・24ページ）は、添付書類（3ページの一覧表参照）とあわせて2部を清掃事務所へ提出してください。清掃事務所での審査終了後、承認済みの設置届1部（副本）をお返しします。

#### (7) 完成検査等

- (ア) 集合住宅が完成しましたら廃棄物保管場所及びごみストッカー等の完成検査を行います。入居が始まる3週間前を目途に清掃事務所へ連絡をしてください。
- (イ) 完成検査時に「資源・ごみ収集依頼届」を提出してください。収集開始は完成検査から概ね2週間後になります。
- (ウ) 資源回収用具等が必要な場合は清掃事務所までお越しください。「防鳥ネット・資源回収用具申込書」を提出いただいた後、お渡しいたします。



スムーズに収集作業を開始するためにも、完成時の連絡をお忘れなく。

### 3 廃棄物保管場所等の配置例

#### (1) 廃棄物保管場所と容器等持出し場所の位置

廃棄物保管場所及び持出し場所の位置は、以下の例を参考に決めてください。その際、ごみ収集作業に支障をきたすことのないよう、事前に清掃事務所と十分協議してください。

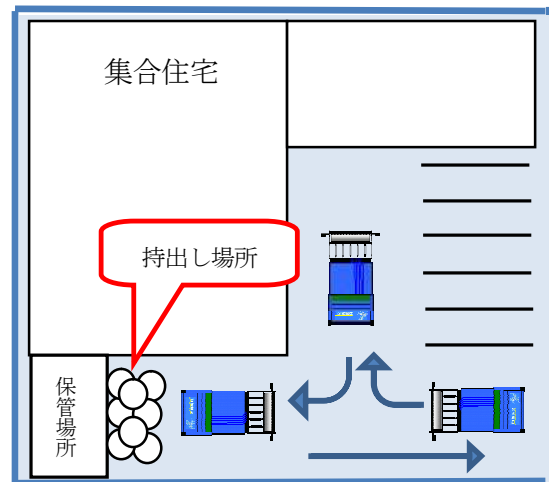
##### 【例1】 運搬車が進入できる例

《 利点 》

- ・ 収集作業を行う際、近隣、歩行者等に迷惑をかけない。
- ・ 固定した場所でごみの積み込み作業を行うので周囲を汚すことがない。

※戸数100戸以上でごみの排出が多い場合、このような配置が望ましい。

※敷地内への出入り口は、接する道路の交通量等を考慮して設置してください。



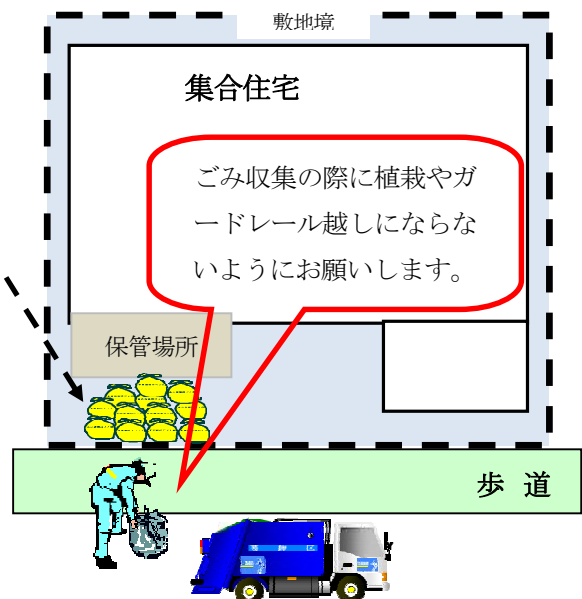
通路幅 5.5m 以上



##### 【例2】 運搬車が進入できない場合の例

この場合でも、容器等の持出し場所は敷地内に確保してください。

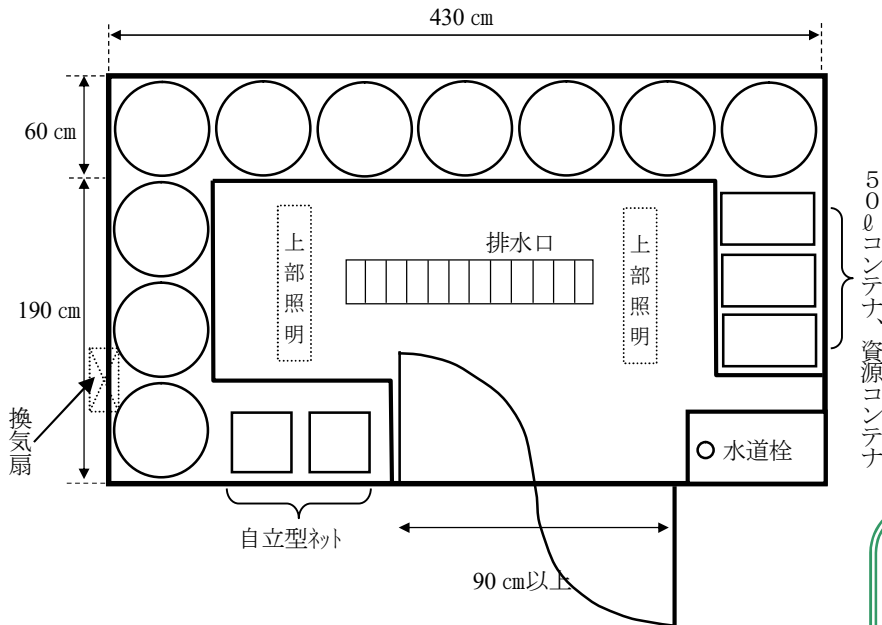
※運搬車が公道上にて横付けして収集にあたる場合には近隣住民等の理解を得るように努めてください。



(2) 保管設備の配置

保管設備の配置にあたっては、容器等の規格に留意するとともに、作業場所についても配慮し、以下の例を参考に行ってください。

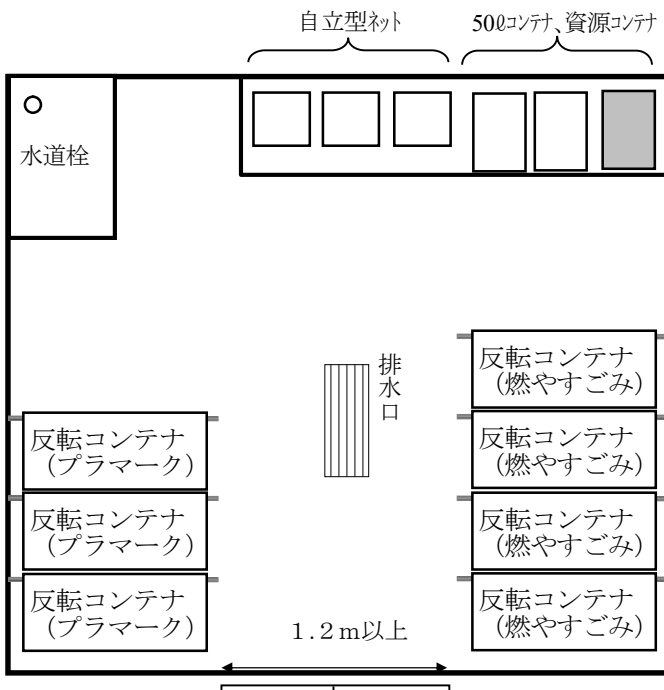
【例1】 容器等を使用する例



- 作業場所を確保してください
- 洗浄設備・排水設備を設置してください
- 換気扇・照明を設置してください

※出入口の扉はいずれも高さ1.8m以上（有効）を確保

【例2】 反転コンテナを使用する例



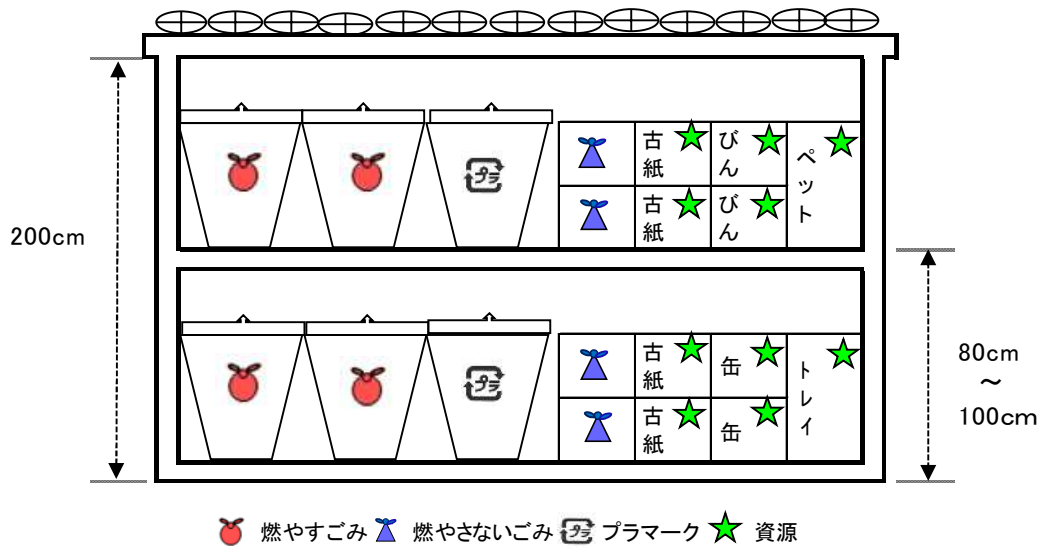
\* 容器等大きさ（参考）\*

- 反転コンテナ  
(157 cm×59 cm×89 cm)
- 60ℓ容器(丸)  
(直径60 cm ×55 cm)
- 60ℓ容器(角)  
(35 cm×55 cm×60 cm)
- 50ℓコンテナ  
(53 cm×36.6 cm×32.2 cm)
- 資源コンテナ  
(53 cm×36.6 cm×32.2 cm)
- 自立型ネット  
(40 cm×40 cm×70 cm)

※反転コンテナの設置については、事前に清掃事務所へご相談ください。

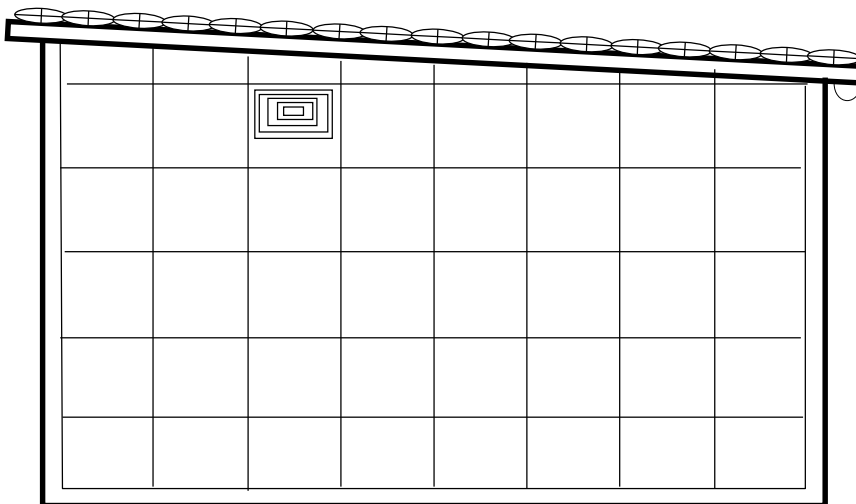
(3) 廃棄物保管場所の断面図・側面図

《 断面図 》



○棚を設置して2段構造にする場合は、下段の高さを80~100cmとしてください。

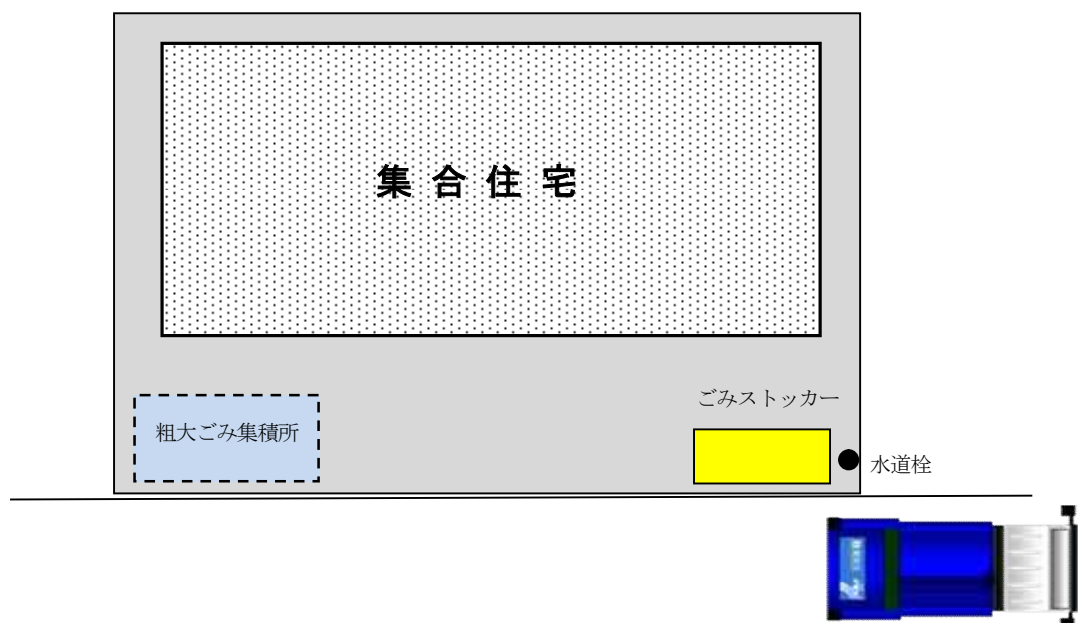
《 側面図 》



○屋根は必ず設けてください。

(4) ごみストッカー等の配置例

ごみストッカーの設置例



## 用途別床面積内訳書（集合住宅）

階	延床面積	住 宅					駐車場 床面積	管理室 床面積	その他共有 部分等面積
		1戸当り床面積	人数	戸数	総人数	床面積計			
1階	408.50㎡	45.50㎡	2.0	7	14	318.50㎡	10.00㎡	80.00㎡	
2階	402.60㎡	30.25㎡	1.5	12	18	363.00㎡		39.60㎡	
3階	402.60㎡	30.25㎡	1.5	12	18	363.00㎡		39.60㎡	
4階	387.20㎡	70.40㎡	4.0	5	20	352.00㎡		35.20㎡	
5階	387.20㎡	70.40㎡	4.0	5	20	352.00㎡		35.20㎡	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">各階の延床面積を記入します</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">自動計算されます</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">自動計算されます</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">自動計算されます</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">自動計算されます</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">自動計算されます</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">自動計算されます</div> </div>									
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">住宅部分一戸あたりの床面積を入力します</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">戸数を入力します</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">居室以外の用途とその面積を入力します</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">その他の共有部分等の面積を入力します</div> </div>									
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">合計欄は自動計算されます</div>									
合計	1,988.10㎡			41戸	90人	1,748.50㎡	10.00㎡	229.60㎡	



廃棄物保管場所の面積算出表（集合住宅）容器等のみを使用する場合（60ℓ角容器）

60ℓ（角）と記入します

「用途別床面積内訳書」で算出した総人数を記入します

保管設備の種類ごとに積上げるこ  
とのできる段数を記入します

1 保管設備数

廃棄物の種類	保管設備の種類	居住者人数 × 一日当たり排出量	種類別の割合	収集間隔	保管設備重量	最低必要個数 (A)	必要個数 (A)×1.4	段数	1段あたりの個数
燃やすごみ プラマーク	60ℓ（角）	[ 80人 ] × [ 0.65 kg ]	[ 76.9% ]	[ 3日 ]	[ 7 kg ]	18 個	(1)+(2)×1.4	2	21 個
			[ 7.5% ]	[ 6日 ]	[ 2 kg ]	12 個	42 個		
燃やさないごみ	50ℓコンテナ	[ 80人 ] × [ 0.65 kg ]	[ 4.4% ]	[ 13日 ]	[ 11 kg ]	3 個	③×1.4	4	1 個
びん 缶	資源コンテナ (折りたたみ式)		[ 2.9% ]	[ 6日 ]	[ 16 kg ]	1 個	(4)+(5)+(6)×1.4	4	2 個
古紙			[ 1.0% ]	[ 6日 ]	[ 3 kg ]	2 個	7 個		
ペットボトル 食品トレイ	自立型ネット		[ 5.8% ]	[ 6日 ]	[ 17 kg ]	2 個	(7)+(8)×1.4	2	2 個
			[ 1.3% ]	[ 6日 ]	[ 4 kg ]	2 個			
			[ 0.2% ]	[ 6日 ]	[ 1 kg ]	1 個	4 個		

2 保管設備の設置に必要な面積

1で記入した保管設備と同じものを記入します

保管設備の外寸（直径又は縦・横）を入力します

保管設備の種類	廃棄物の種類	保管設備の幅	保管設備の奥行	保管設備の設置面積
60ℓ（角）	燃やすごみ・プラマーク	0.35	0.55	個 = 4.04
50ℓコンテナ	燃やさないごみ	0.53	0.366	個 = 0.19
資源コンテナ(折りたたみ式)	びん・缶・古紙	0.53	0.366	個 = 0.39
自立型ネット	ペットボトル・食品トレイ	0.4	0.4	個 = 0.32

3 保管場所必要最低面積

保管設備必要面積	4.94	㎡
作業場所面積		㎡
合計		㎡

4 保管場所設置面積

保管設備設置面積	5.00	㎡
作業場所面積	3.40	㎡
合計	8.40	㎡

実際に設置する保管場所面積を記入します  
※3の最低面積を下回らないようにして下さい  
※保管場所内部での作業等に支障がない面積を確保してください

<算出上の注意>

- 1、保管設備の最低必要個数は小数点以下を切り上げし、必要個数は小数点以下を切り捨てて算出する。
- 2、1段あたりの保管設備数は、小数点以下を切り上げて算出する。
- 3、保管設備必要面積は、小数点第三位を四捨五入して算出する。
- 4、保管設備設置面積は、小数点第三位を四捨五入して算出する。

廃棄物保管場所の面積算出表（集合住宅）容器等のみを使用する場合（60ℓ丸容器）

60ℓ(丸)と記入します

「用途別床面積内訳書」で算出した総人数を記入します

保管設備の種類ごとに積上げるこ  
とのできる段数を記入します

1 保管設備数	廃棄物の種類	保管設備の種類	居住者人数 × 一日当たり排出量	種類別の割合	× 収集間隔	× 保管設備重量	= 最低必要個数 (A)	必要個数 (A)×1.4	段数	1段あたりの個数
	燃やすごみ プラマーク	60ℓ(丸)	[ 80人 ] × [ 0.65 kg ]	[ 76.9% ] × [ 3日 ] ÷ [ 7 kg ]	× [ 6日 ] ÷ [ 2 kg ]		18 個①	(①+②)×1.4	2	21 個
	燃やさないごみ	50ℓコンテナ		[ 4.4% ] × [ 13日 ] ÷ [ 11 kg ]			3 個③	③×1.4	4	1 個
	びん 缶 古紙	資源コンテナ (折りたたみ式)		[ 2.9% ] × [ 6日 ] ÷ [ 16 kg ]			1 個④	(④+⑤+⑥)×1.4	4	2 個
	ペットボトル 食品トレイ	自立型ネット		[ 1.0% ] × [ 6日 ] ÷ [ 3 kg ]			2 個⑤	7 個	4	2 個
				[ 5.8% ] × [ 6日 ] ÷ [ 17 kg ]			2 個⑥	(⑦+⑧)×1.4	2	2 個
				[ 1.3% ] × [ 6日 ] ÷ [ 4 kg ]			2 個⑦	4 個	2	2 個
				[ 0.2% ] × [ 6日 ] ÷ [ 1 kg ]			1 個⑧		2	2 個

1で記入した保管設備と同じものを記入します

保管設備の外寸（直径又は縦・横）を入力します

2 保管設備の設置に必要な面積	廃棄物の種類	保管設備の種類	保管設備の横幅	× 保管設備の奥行	× 1段あたりの個数	= 保管設備の設置面積
60ℓ(丸)	燃やすごみ・プラマーク		0.6	× 0.6	× 21 個	= 7.56 m <sup>2</sup>
50ℓコンテナ	燃やさないごみ		0.53	× 0.366	× 1 個	= 0.19 m <sup>2</sup>
資源コンテナ(折りたたみ式)	びん・缶・古紙		0.53	× 0.366	× 2 個	= 0.39 m <sup>2</sup>
自立型ネット	ペットボトル・食品トレイ		0.4	× 0.4	× 2 個	= 0.32 m <sup>2</sup>

3 保管場所必要最低面積

保管設備必要面積	8.46 m <sup>2</sup>
作業場所面積	m <sup>2</sup>
合計	m <sup>2</sup>

4 保管場所設置面積

保管設備設置面積	9.00 m <sup>2</sup>
作業場所面積	3.40 m <sup>2</sup>
合計	12.40 m <sup>2</sup>

実際に設置する保管場所面積を記入します  
※3の最低面積を下回らないようにして下さい  
※保管場所内部での作業等に支障がない面積を確保してください

- <算出上の注意>
- 1、保管設備の最低必要個数は小数点以下を切上げし、必要個数は小数点以下を切捨てて算出する。
  - 2、1段あたりの保管設備数は、小数点以下を切上げて算出する。
  - 3、保管設備必要面積は、小数点第三位を四捨五入して算出する。
  - 4、保管設備設置面積は、小数点第三位を四捨五入して算出する。

廃棄物保管場所の面積算出表（集合住宅）反転コンテナを使用する場合

1 保管設備数

廃棄物の種類	保管設備の種類	反転コンテナと記入します	居住者人数 ×	一日当たり排出量 ×	種類別の割合 ×	収集間隔 ×	保管設備重量 ×	最低必要個数 (A) =	必要個数 (A) × 1.4	段数の個数	1段あたりの個数
燃やすごみ プラマーク	反転コンテナ	「用途別床面積内訳書」で算出した総人数を記入します	[ 200 人 ] ×	[ 0.65 kg ] ×	[ 76.9% ] ×	[ 3 日 ] ÷	[ 80 kg ] =	3 個 ①	(①+②) × 1.4	1	9 個
燃やさないごみ	50ℓコンテナ				[ 7.5% ] ×	[ 6 日 ] ÷	[ 23 kg ] =	2 個 ②	7 個		
びん 缶 古紙	資源コンテナ (折りたたみ式)		[ 200 人 ] ×	[ 0.65 kg ] ×	[ 4.4% ] ×	[ 13 日 ] ÷	[ 11 kg ] =	6 個 ③	③ × 1.4	4	3 個
ペットボトル 食品トレイ	自立型ネット				[ 2.9% ] ×	[ 6 日 ] ÷	[ 16 kg ] =	2 個 ④	(④+⑤+⑥) × 1.4	4	3 個
					[ 1.0% ] ×	[ 6 日 ] ÷	[ 3 kg ] =	2 個 ⑤	9 個		
					[ 5.8% ] ×	[ 6 日 ] ÷	[ 17 kg ] =	3 個 ⑥	(⑦+⑧) × 1.4	2	4 個
					[ 1.3% ] ×	[ 6 日 ] ÷	[ 4 kg ] =	2 個 ⑦	5 個		
					[ 0.2% ] ×	[ 6 日 ] ÷	[ 1 kg ] =	2 個 ⑧			

保管設備の種類ごとに横上げることでできる段数を記入します

「用途別床面積内訳書」で算出した総人数を記入します

反転コンテナと記入します

2 保管設備の設置に必要な面積

保管設備の種類	廃棄物の種類	1で記入した保管設備と同じものを記入します	保管設備の幅 ×	保管設備の奥行 ×	1段あたりの個数 ×	保管設備の設置面積
反転コンテナ	燃やすごみ・プラマーク	保管設備の外寸（直径又は縦・横）を入力します	1.57	0.59	9 個	8.34 m <sup>2</sup>
50ℓコンテナ	燃やさないごみ		0.53	0.366	3 個	0.58 m <sup>2</sup>
資源コンテナ(折りたたみ式)	びん・缶・古紙		0.53	0.366	3 個	0.58 m <sup>2</sup>
自立型ネット	ペットボトル・食品トレイ		0.4	0.4	4 個	0.64 m <sup>2</sup>

3 保管場所必要最低面積

保管設備必要面積	10.14 m <sup>2</sup>
作業場所面積	7.50 m <sup>2</sup>
合計	17.64 m <sup>2</sup>

4 保管場所設置面積

保管設備設置面積	10.14 m <sup>2</sup>
作業場所面積	7.50 m <sup>2</sup>
合計	17.64 m <sup>2</sup>

実際に設置する保管場所面積を記入します  
※3の最低面積を下回らないようにしてください  
※廃棄物保管場所内部での作業等に支障がない面積を確保してください

<算出上の注意>

- 1、保管設備の最低必要個数は小数点以下を切り上げし、必要個数は小数点以下を切り捨てて算出する。
- 2、1段あたりの保管設備数は、小数点以下を切り上げて算出する。
- 3、保管設備必要面積は、小数点第三位を四捨五入して算出する。
- 4、保管設備設置面積は、小数点第三位を四捨五入して算出する。

# 廃棄物保管場所の面積算出表（集合住宅）自動貯留排出機使用の場合

## 1 自動貯留排出機の容積（燃やすごみ）

圧縮率は最大1.3までで入力します

設置する貯留排出機の容積を入力します

廃棄物の種類	保管設備の種類	居住者人数	×	一日当たりの排出量	×	種類別の割合	×	収集間隔	÷	1㎡当たりの重量	÷	圧縮率 (1~1.3)	=	最低必要容積 (A)	=	必要容積 (A)×1.4	=	貯留排出機容積
燃やすごみ	自動貯留排出機	[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 76.9% ]	×	[ 3 日 ]	÷	[ 120 kg ]	÷	[ 1.3 ]	=	4.4 ㎡	=	6.1 ㎡	=	10 ㎡

## 2 保管設備数

「用途別床面積内訳書」で算出した人数を記入します

廃棄物の種類	保管設備の種類	居住者人数	×	一日当たり排出量	×	種類別の割合	×	収集間隔	×	保管設備重量	=	最低必要個数 (A)	=	必要個数 (A)×1.4	=	段数	1段あたりの個数
プラマーク	反転コンテナ	[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 7.5% ]	×	[ 6 日 ]	÷	[ 23 kg ]	=	6 個	①	①×1.4	8 個	1	8 個
燃やさないごみ	50ℓコンテナ	[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 4.4% ]	×	[ 13 日 ]	÷	[ 11 kg ]	=	16 個	②	②×1.4	22 個	4	6 個
びん 缶 古紙	資源コンテナ (折りたたみ式)	[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 2.9% ]	×	[ 6 日 ]	÷	[ 16 kg ]	=	4 個	③	③+④+⑤	4 個	4	6 個
ペットボトル 食品トレイ	自立型ネット	[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 1.0% ]	×	[ 6 日 ]	÷	[ 3 kg ]	=	6 個	④	④×1.4	8 個	2	7 個
		[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 5.8% ]	×	[ 6 日 ]	÷	[ 17 kg ]	=	6 個	⑤	⑤×1.4	8 個	2	7 個
		[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 1.3% ]	×	[ 6 日 ]	÷	[ 4 kg ]	=	6 個	⑥	⑥+⑦	14 個	2	7 個
		[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 0.2% ]	×	[ 6 日 ]	÷	[ 1 kg ]	=	4 個	⑦	⑦×1.4	6 個	2	7 個

## 3 保管設備の設置に必要な面積

保管設備の種類	種類	保管設備の幅	×	保管設備の奥行	×	1段あたりの個数	=	保管設備の設置面積
自動貯留排出機	燃やすごみ		×		×	20.00	=	20.00 ㎡
反転コンテナ	プラマーク	1.57	×	0.59	×	8 個	=	7.41 ㎡
50ℓコンテナ	燃やさないごみ	0.53	×	0.366	×	6 個	=	1.16 ㎡
資源コンテナ(折りたたみ式)	びん・缶・古紙	0.53	×	0.366	×	6 個	=	1.16 ㎡
自立型ネット	ペットボトル・食品トレイ	0.4	×	0.4	×	7 個	=	1.12 ㎡

## 4 保管場所必要最低面積

保管設備必要面積	30.85	㎡
作業場所面積		㎡
合計	30.85	㎡

## 5 保管場所設置面積

保管設備設置面積	35.50	㎡
作業場所面積	10.00	㎡
合計	45.5	㎡

〈算出上の注意〉

- 1、保管設備の最低必要個数は小数点以下を切上げし、必要個数は小数点以下を切捨てて算出する。
- 2、1段あたりの保管設備数は、小数点以下を切上げて算出する。
- 3、保管庫設備の設置面積は、小数点第三位を四捨五入して算出する。
- 4、保管庫設備の必要最低面積として算出。
- 5、保管庫設備の設置面積を記入する。

1で選択した貯留排出機を設置するための必要面積を記入します

実際に設置する保管場所面積を記入します  
※3の最低面積を下回らないようにしてください

※廃棄物保管場所内部での作業等に支障がない面積を確保してください

廃棄物保管場所の面積算出表（集合住宅）60ℓ容器を使用してディスプレイシステムを設置する場合

60ℓ(丸)か(角)のいずれかを記入します

「用途別床面積内訳書」で算出した総人数を記入します

保管設備に収納できる重量を記入します

保管設備の種類ごとに積上げることのできる段数を記入します

1 保管設備数

廃棄物の種類	保管設備の種類	居住者人数 × 一日当たり排出量	種類別の割合 ×	収集間隔 ×	ディスプレイ設置に伴う減量分 ÷	保管設備重量 =	最低必要個数 (A)	必要個数 (A) × 1.4	段数	1段あたりの個数
燃やさないごみ	60ℓ丸容器	[ 80人 ] × [ 0.65 kg ] × [ 3日 ] × [ 80% ] ÷ [ 7 kg ] = 14 個	[ 76.9% ] × [ 3日 ] × [ 80% ] ÷ [ 7 kg ] = 14 個	[ 3日 ] × [ 80% ]	÷ [ 7 kg ] = 14 個	①	(1+2) × 1.4	2	18 個	
プラマーク			[ 7.5% ] × [ 6日 ]	÷ [ 2 kg ] = 12 個	②	36 個				
燃やさないごみ	50ℓコンテナ	[ 80人 ] × [ 0.65 kg ] × [ 6日 ] × [ 2.9% ] × [ 6日 ] × [ 1.0% ] × [ 6日 ] × [ 5.8% ] × [ 6日 ] × [ 1.3% ] × [ 6日 ] × [ 0.2% ] × [ 6日 ]	[ 4.4% ] × [ 13日 ]	÷ [ 11 kg ] = 3 個	③	4 個				
びん 缶 古紙	資源コンテナ (折りたたみ式)		[ 2.9% ] × [ 6日 ]	÷ [ 16 kg ] = 1 個	④	(4+5+6) × 1.4	4	2	2 個	
ペットボトル 食品トレイ	自立型ネット	[ 1.0% ] × [ 6日 ]	÷ [ 3 kg ] = 2 個	⑤	7 個					
		[ 5.8% ] × [ 6日 ]	÷ [ 17 kg ] = 2 個	⑥	(7+8) × 1.4	4 個				
		[ 1.3% ] × [ 6日 ]	÷ [ 4 kg ] = 2 個	⑦	4 個					
		[ 0.2% ] × [ 6日 ]	÷ [ 1 kg ] = 1 個	⑧	4 個					

2 保管設備の設置に必要な面積

1で記入した保管設備と同じものを記入します

ディスプレイシステム設置のより軽減できる割合を引いた数値を記入します (20%減量)

保管設備の種類	種類	燃やさないごみ・プラマーク	燃やさないごみ	びん・缶・古紙	ペットボトル・食品トレイ	保管設備の幅 ×	保管設備の奥行 ×	1段あたりの個数	保管設備の設置面積
60ℓ角容器		0.6	0.6	0.366	0.4	× 0.6	× 12	個 =	6.48 m <sup>2</sup>
50ℓコンテナ		0.53	0.366	0.366	0.4	× 0.366	× 1	個 =	0.19 m <sup>2</sup>
資源コンテナ(折りたたみ式)		0.53	0.366	0.366	0.4	× 0.366	× 1	個 =	0.39 m <sup>2</sup>
自立型ネット		0.4	0.366	0.366	0.4	× 0.4	× 1	個 =	0.36 m <sup>2</sup>

3 保管場所必要最低面積

保管設備の外寸（直径又は縦・横）を入力します

保管設備必要面積	7.38 m <sup>2</sup>
作業場所面積	
合計	

4 保管場所設置面積	
保管設備設置面積	7.50 m <sup>2</sup>
作業場所面積	3.10 m <sup>2</sup>
合計	10.60 m <sup>2</sup>

実際に設置する保管場所面積を記入します ※3の最低面積を下回らないようにしてください

※保管場所内部での清掃等に支障がない面積を確保してください

- 〈算出上の注意〉
- 1、保管設備の最低必要個数は小数点以下を切上げし、必要個数は小数点以下を切捨てて算出する。
  - 2、1段あたりの保管設備数は、小数点以下を切上げて算出する。
  - 3、保管設備必要面積は、小数点第三位を四捨五入して算出する。
  - 4、保管設備設置面積は、小数点第三位を四捨五入して算出する。



廃棄物保管場所の面積算出表（集合住宅）反転コンテナを使用してディスプレイシステムを設置する場合

「用途別床面積内訳書」で算出した総人数を記入します

保管設備に収納できる重量を記入します

保管設備の種類ごとに積上げることのできる段数を記入します

廃棄物の種類	保管設備の種類	居住者人数 × 一日当たり排出量	種類別の割合	収集間隔 × ディスパーザー設置に伴う減量分	保管設備重量	最低必要個数 (A)	必要個数 (A) × 1.4	段数	1段あたりの個数
燃やすごみ プラマーク	反転コンテナ	[ 200 人 ] × [ 0.65 kg ]	[ 76.9% ] × [ 3 日 ] × [ 80% ]	÷ [ 80 kg ]	3 個	3 個	(1+2) × 1.4	1	8 個
燃やさないごみ	50ℓコンテナ		[ 7.5% ] × [ 6 日 ]	÷ [ 23 kg ]	3 個	3 個	3 × 1.4	4	3 個
びん 缶 古紙	資源コンテナ (折りたたみ式)		[ 4.4% ] × [ 13 日 ]	÷ [ 11 kg ]	7 個	7 個	(4+5+6) × 1.4	4	3 個
ペットボトル 食品トレイ	自立型ネット		[ 2.9% ] × [ 6 日 ]	÷ [ 16 kg ]	2 個	2 個	11 個	2	4 個
			[ 1.0% ] × [ 6 日 ]	÷ [ 3 kg ]	3 個	3 個	(7+8) × 1.4	2	4 個
			[ 5.8% ] × [ 6 日 ]	÷ [ 17 kg ]	3 個	3 個	7 個	2	4 個
			[ 1.3% ] × [ 6 日 ]	÷ [ 4 kg ]	3 個	3 個	7 個	2	4 個
			[ 0.2% ] × [ 6 日 ]	÷ [ 1 kg ]	2 個	2 個			

ディスプレイシステム設置のより軽減できる割合を引いた数値を記入します (20%減量)

2 保管設備の設置に必要な面積

保管設備の種類	廃棄物の種類	保管設備の横幅	保管設備の奥行	1段あたりの個数	保管設備の設置面積
反転コンテナ	燃やすごみ・プラマーク	1.57	0.59	6 個	7.41 m <sup>2</sup>
50ℓコンテナ	燃やさないごみ	0.53	0.366	2 個	0.58 m <sup>2</sup>
資源コンテナ(折りたたみ式)	びん・缶・古紙	0.53	0.366	2 個	0.58 m <sup>2</sup>
自立型ネット	ペットボトル・食品トレイ	0.4	0.4	2 個	0.64 m <sup>2</sup>

保管設備の外寸（直径又は縦・横）を入力します

3 保管場所必要最低面積

保管設備必要面積	9.21 m <sup>2</sup>
作業場所面積	m <sup>2</sup>
合計	m <sup>2</sup>

4 保管場所設置面積

保管設備設置面積	9.40 m <sup>2</sup>
作業場所面積	5.00 m <sup>2</sup>
合計	14.40 m <sup>2</sup>

実際に設置する保管場所面積を記入します  
※3の最低面積を下回らないようにしてください。  
※保管場所内部の清掃等に支障がない面積を確保してください

〈算出上の注意〉  
1、保管設備の最低必要個数は小数点以下を切上げし、必要個数は小数点以下を切捨てて算出する。  
2、1段あたりの保管設備数は、小数点以下を切上げて算出する。  
3、保管設備必要面積は、小数点第三位を四捨五入して算出する。  
4、保管設備設置面積は、小数点第三位を四捨五入して算出する。

# 廃棄物保管場所の面積算出表（集合住宅） 自動貯留排出機を使用してディスプレイシステムを設置する場合

## 1 自動貯留排出機の容積（燃やすごみ）

ディスプレイシステム設置により軽減できる割合を引いた数値を記入します（20%減）

廃棄物の種類	保管設備の種類	居住者人数	×	一日当たりの排出量	×	種類別の割合	×	収集間隔	×	ディスプレイ（減量分）	÷	1mあたりの重量	÷	圧縮率（1～1.3）	=	必要最低容積（A）	=	必要容積（A）×1.4	貯留排出機容積
自動貯留排出機	燃やすごみ	[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 79.6% ]	×	[ 3 日 ]	×	[ 80.0% ]	÷	[ 120 kg ]	÷	[ 1.3 ]	=	[ 3.6 m <sup>3</sup> ]	=	[ 5.0 m <sup>3</sup> ]	[ 8.00 m <sup>3</sup> ]

## 2 保管設備数

圧縮率は最大1.3までで入力します

設置する貯留排出機の容積を入力します

廃棄物の種類	保管設備の種類	居住者人数	×	一日当たり排出量	×	種類別の割合	×	収集間隔	×	保管設備重量	=	最低必要個数（A）	×	必要個数（A）×1.4	=	1段あたりの個数
プラマーク	反転コンテナ	[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 7.5% ]	×	[ 6 日 ]	×	[ 23 kg ]	=	[ 6 個 ]	×	[ 8 個 ]	=	[ 1 個 ]
燃やさないごみ	50ℓコンテナ	[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 4.4% ]	×	[ 13 日 ]	×	[ 11 kg ]	=	[ 16 個 ]	×	[ 22 個 ]	=	[ 4 個 ]
びん	資源コンテナ（折りたたみ式）	[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 2.9% ]	×	[ 6 日 ]	×	[ 16 kg ]	=	[ 4 個 ]	×	[ 22 個 ]	=	[ 4 個 ]
缶		[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 1.0% ]	×	[ 6 日 ]	×	[ 3 kg ]	=	[ 6 個 ]	×	[ 22 個 ]	=	[ 4 個 ]
古紙		[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 5.8% ]	×	[ 6 日 ]	×	[ 17 kg ]	=	[ 6 個 ]	×	[ 22 個 ]	=	[ 4 個 ]
ペットボトル	自立型ネット	[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 1.3% ]	×	[ 6 日 ]	×	[ 4 kg ]	=	[ 6 個 ]	×	[ 14 個 ]	=	[ 2 個 ]
食品トレイ		[ 450 人 ]	×	[ 0.65 kg ]	×	[ 0.2% ]	×	[ 6 日 ]	×	[ 1 kg ]	=	[ 4 個 ]	×	[ 14 個 ]	=	[ 2 個 ]

## 3 保管設備の設置に必要な面積

「用途別床面積内訳書」で算出した人数を記入します

保管設備の種類	廃棄物の種類	保管設備の幅	×	保管設備の奥行	×	1段あたりの個数	=	保管設備の設置面積
自動貯留排出機	燃やすごみ	1.57	×	0.59	×	[ 8 個 ]	=	[ 15.00 m <sup>2</sup> ]
反転コンテナ	プラマーク	0.53	×	0.366	×	[ 6 個 ]	=	[ 1.16 m <sup>2</sup> ]
50ℓコンテナ	燃やさないごみ	0.53	×	0.366	×	[ 6 個 ]	=	[ 1.16 m <sup>2</sup> ]
資源コンテナ（折りたたみ式）	びん・缶・古紙	0.4	×	0.4	×	[ 7 個 ]	=	[ 1.12 m <sup>2</sup> ]
自立型ネット	ペットボトル・食品トレイ		×		×	[ 2 個 ]	=	[ 7.41 m <sup>2</sup> ]

## 4 保管場所必要最低面積

### 5 保管場所設置面積

1で選択した貯留排出機を設置するための必要面積を記入します

保管設備必要面積	25.85	m <sup>2</sup>
作業場所面積	30.50	m <sup>2</sup>
合計	45.50	m <sup>2</sup>

〈算出上の注意〉

- 1、保管設備の最低必要個数は小数点以下を切上げし、必要個数は小数点以下を切捨てて算出する。
- 2、1段あたりの保管設備数は、小数点以下を切上げて算出する。
- 3、保管庫設備の設置面積は、小数点第三位を四捨五入して算出する。
- 4、保管庫設備の必要最低面積として算出。
- 5、保管庫設備の設置面積を記入する。

実際に設置する保管場所面積を記入します  
※3の最低面積を下回らないようにしてください  
※廃棄物保管場所内部での作業等に支障がない面積を確保してください

## 【ごみストッカー容量算出表】

- 1 想定居住人数の計算
  - 「用途別床面積内訳書（集合住宅用）」を作成して、居住人数を算定してください
- 2 排出されるごみ袋の個数の計算
  - 居住人数を次の計算式に入れて、排出される燃やすごみのごみ袋の個数を算定してください。

燃やすごみ	総想定居住人数	×	排出日量	×	排出割合	×	収集間隔	÷	容量	=	排出個数
45ℓ袋	[ 30.0人 ]	×	[ 0.65 ]	×	[ 76.9% ]	×	[ 3日 ]	÷	[ 5.3kg ]	=	<b>9個</b>

(小数点以下切上)

- 3 ごみストッカーの容量の計算
  - 排出個数を計算式に入れて、ごみストッカーの容量を算定してください

排出個数	9個	×	45ℓ	=	ごみストッカー容量
					405ℓ

1 「用途別床面積内訳書」で算出した総人数を記入し

2 で算出した排出個数を記入し

300ℓに満たない場合300ℓ以上とします

ごみストッカーの必要最低容量になります。



# ◎廃棄物保管場所を設置する場合

第3号様式（第10条、第33条関係）

## 再利用対象物保管場所設置届 兼廃棄物保管場所等設置届

2022年10月1日

葛飾区長 あて

(建設者) 住所 葛飾区立石5-13-\*

氏名 株式会社葛環清

電話番号 03 (1234) 56\*\*

葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例第19条第6項 第50条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1 建築物の概要

設計者	住所 氏名	葛飾区新宿3-17-* 葛環清設計事務所	電話番号	03 (2345) 67**
工事施工者	住所 氏名	葛飾区堀切4-60-* 葛環清建設株式会社	電話番号	03 (3456) 78**
建築物の所在地	葛飾区高砂1-1-*			
建築物の名称	(仮称) 高砂1丁目計画 新築工事			
建築物の用途	集合住宅			
敷地面積	800 m <sup>2</sup>			
延べ床面積	2,000 m <sup>2</sup> (内訳)		住宅用	2,000 m <sup>2</sup>
			事業用	m <sup>2</sup>
構造				
予定年月日	工事着手	工事完成	使用開始	
	2023年4月1日	2024年3月31日	2024年4月1日	

### 2 再利用対象物保管場所（条例第19条第6項関係）

保管場所	地上 地下	階、	箇所、	m <sup>2</sup>
------	-------	----	-----	----------------

### 3 廃棄物保管場所等（条例第50条第1項関係） **記入不要**

保管場所	地上・地下	1階、	1箇所、	12.4m <sup>2</sup>
保管設備	種別	600容器(角)	容量	600ℓ・m <sup>3</sup> 設置数 42個・台
	種別	500リボンテナ	容量	500ℓ・m <sup>3</sup> 設置数 4個・台
	種別	資源リボンテナ	容量	500ℓ・m <sup>3</sup> 設置数 7個・台
	種別	自立型ネット	容量	1000ℓ・m <sup>3</sup> 設置数 4個・台
	種別		容量	0・m <sup>3</sup> 設置数 個・台
粗大ごみ集積所	地上 地下	1階、	1箇所、	3m <sup>2</sup>
清掃車通行道路	公道 私有道、	6m	洗浄排水設備	洗浄 1箇所、排水 1箇所

反転リボンテナ使用の場合は容量(700ℓ)  
600ℓ容器(丸・角)を使用する場合は容量  
(600ℓ)と記入

受付欄	
(再利用)	(廃棄物)

# ◎廃棄物保管場所を設置する場合

第3号様式（第10条、第33条関係）

## 再利用対象物保管場所設置届 兼廃棄物保管場所等設置届

2022年10月1日

葛飾区長 あて

(建設者) 住所 葛飾区立石5-13-\*

氏名 株式会社葛環清

電話番号 03 (1234) 56\*\*

葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例第19条第6項 第50条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1 建築物の概要

設計者	住所 氏名	葛飾区新宿3-17-* 葛環清設計事務所	電話番号	03 (2345) 67**
工事施工者	住所 氏名	葛飾区堀切4-60-* 葛環清建設株式会社	電話番号	03 (3456) 78**
建築物の所在地	葛飾区高砂1-1-*			
建築物の名称	(仮称) 高砂1丁目計画			
建築物の用途	集合住宅			
敷地面積	400 m <sup>2</sup>			
延べ床面積	800 m <sup>2</sup> (内訳)		住宅用	800 m <sup>2</sup>
			事業用	m <sup>2</sup>
構造				
予定年月日	工事着手 2023年4月1日	工事完成 2024年3月31日	使用開始 2024年4月1日	

### 2 再利用対象物保管場所（条例第19条第6項関係）

保管場所	地上・地下	階、	箇所、	m <sup>2</sup>
------	-------	----	-----	----------------

### 3 廃棄物保管場所等（条例第50条第1項関係） **記入不要**

保管場所	地上・地下	階、	箇所、	m <sup>2</sup>
保管設備	種別	ごみストッカー	容量	540 (0) m <sup>3</sup> 設置数 1 個 (0) 台
	種別		容量	0 m <sup>3</sup> 設置数 個・台
	種別		容量	0 m <sup>3</sup> 設置数 個・台
	種別		容量	0 m <sup>3</sup> 設置数 個・台
	種別		容量	0 m <sup>3</sup> 設置数 個・台
粗大ごみ集積所	(0) 地上 地下	1 階、	1 箇所、	1 m <sup>2</sup>
清掃車通行道路	(0) 公道、	6 m	洗浄排水設備	洗浄 1 箇所、排水 1 箇所

ごみストッカーを設置する場合は種別（ごみストッカー）、容量（使用するごみストッカーの容量）を記入する。

受付欄	
(再利用)	(廃棄物)

## 念 書

私は、次の建築物の廃棄物保管場所等について、下記事項の遵守を約束いたします。

建築物名称：(仮称)                     (仮称) 高砂1丁目集合住宅新築計画                    

建築物住所：(地番)                     葛飾区高砂1-1-\*                    

### 記

1. 廃棄物等の収集日には、当該建築物から排出される廃棄物等を、指定の時間までに管理者が責任を持って持出し場所（別図）まで持出し、容器等により持出した場合は収集後速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納します。
2. 廃棄物保管場所、持出し場所及び容器等は、常に清潔を保つようにします。
3. 廃棄物等の排出については、区の収集に支障のないように対応いたします。
4. 容器等の取扱い、廃棄物保管場所及び持出し場所等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにします。
5. 近隣住民等と問題が生じた場合は責任をもって解決します。
6. 入居者に対して、ごみの排出方法を周知徹底するとともに、保管場所内の燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック容器包装・資源は、責任を持って分別し、適正な排出を行います。
7. 容器等に劣化・ひび等が見受けられる場合は、早急に新しいものと交換いたします。
8. 容器等、保管設備個数に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに容器等の補充及び廃棄物等保管場所を増設いたします。
9. 廃棄物等の収集・運搬のため、清掃車両が敷地内を通行することを承諾します。また、敷地内を清掃車両が通常走行したことによる路面の損傷等について、区へ損害賠償は求めません。
10. 清掃車両が敷地内に進入する場合又は路上で収集する場合において、清掃車両の運行及び収集作業に支障のないようにします。
11. 事業系廃棄物については、業者による収集とします。
12. 建築物を分譲又は管理を業者委託した後も、本念書内容の遵守に責任を持ちます。
13. 事前協議事項等に変更が生じた場合は、速やかに清掃事務所へ連絡し、区の指示に基づき提出書類の修正等を行います。

2022 年 10 月 1 日

葛飾区長あて

建設者                     住所 葛飾区立石5-13-\*                    

                    氏名 株式会社葛環清                    

**※内容は変更せずそのまま提出してください。**

【 参考 】 関連例規

## 葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例（抜粋）

### （目的）

第1条 この条例は、集合住宅及びシェアハウスの建築及び管理並びに小規模集合住宅の管理に関する基本的事項を定めることにより、良質な集合住宅、シェアハウス及び小規模集合住宅の確保及び良好な近隣関係の維持向上を図り、もって快適な住環境及び生活環境の形成に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で使用する用語の2例による。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 集合住宅 住戸数又は住室数が15以上の共同住宅、寄宿舎又は長屋のうち、階数（住宅の用に供しない地階の階数を除く。）が3以上のものをいう。

### （廃棄物保管場所）

第15条 建築主は、集合住宅を建築する場合は、当該集合住宅又はその敷地内に、規則で定める基準を満たす廃棄物保管場所を設置しなければならない。

## 葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

### （廃棄物保管場所）

第11条 条例第15条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる集合住宅の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 集合住宅の用途に供する部分の延べ面積が1,000平方メートル以上の集合住宅に係る廃棄物保管場所を設置するときは、葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則（平成12年葛飾区規則第32号）第33条第3項に規定する基準を準用することとする。

(2) 集合住宅の用途に供する部分の延べ面積が1,000平方メートル未満の集合住宅に係る廃棄物保管場所は、葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例（平成11年葛飾区条例第39号）第2条第2項第5号に規定する資源・ごみ集積所に代えることができる。

### 第 3 章 廃棄物の適正処理

#### 第 1 節 通則

（事業系廃棄物の処理）

第 26 条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

#### 第 3 節 一般廃棄物の処理

（計画遵守義務等）

第 34 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第 72 条及び別表において「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、規則で定める容器(以下「容器」という。)に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を持出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

#### 第 5 節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第 50 条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、建設者が前 2 項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第 1 項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

## 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則（抜粋）

平成 12 年 3 月 31 日規則第 32 号

### （大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

- 第 33 条 条例第 50 条第 1 項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積が 3,000 平方メートル以上の建築物とする。
- 2 条例第 50 条第 1 項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。
- 3 条例第 50 条第 2 項の規則で定める基準は、第 24 条各号の規定によるほか、次のとおりとする。
- (1) 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
  - (2) 保管設備は、容易に腐食し、及び破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできるものであること。
- 4 条例第 50 条第 3 項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

## 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準

12葛 環 リ 第 6 5 号

平成12年4月1日

環 境 部 長 専 決

(趣旨)

第1条 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則(平成12年葛飾区規則第32号。以下「規則」という。)第3条第3項第1号の規定に基づき、大規模建築物の一般廃棄物の保管場所及び保管設備の設置基準を定める。

(定義)

第2条 この基準で、使用する用語の意義は、葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例(平成11年葛飾区条例第39号)で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 廃棄物保管場所 廃棄物(粗大ごみを除く。以下この基準において同じ。)を保管する場所をいう。
- (2) 粗大ごみ集積所 粗大ごみを集積する場所をいう。
- (3) 保管設備 廃棄物保管場所内部で、廃棄物が搬入又は投入されて搬出されるまでの間、廃棄物を収納しておく容器、資源コンテナ及び自立型ネット(以下「容器等」という。)のほか、次のものをいう。
  - ア 特殊架装車専用反転コンテナボックス(以下「反転コンテナ」という。) 廃棄物を収納する容器で、容器本体に付属する傾倒軸と運搬車の傾倒装置を組ませることにより、当該容器が反転し、収納した廃棄物を排出することができるものをいう。
  - イ 自動貯留排出機 投入された廃棄物を圧縮・貯留し、ベルトコンベア等で自動排出できる密閉構造の機器をいう。
  - ウ 車両搭載式コンテナ 廃棄物を収納する容器で、運搬車がクレーン等で積み上げることのできる大型のコンテナをいう。
- (4) 附帯設備 廃棄物保管場所を機能的かつ安全・清潔に使用するために、廃棄物保管場所内部に固定的に設ける、保管設備以外の設備や場所をいう。
- (5) 持出し場所 家庭廃棄物の収集日にごみ収納袋、容器等又は反転コンテナを持出す場所をいう。

(廃棄物保管場所の設置基準)

第3条 廃棄物保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置の基準
  - ア 他の用途と兼用でないものとする。
  - イ 保管設備の収納及び附帯設備の設置に十分な面積を確保する。
  - ウ 建築物一棟につき、1 箇所以上設置する。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
  - エ 家庭廃棄物及び事業系廃棄物を、各別に保管できるものとする。
  - オ 廃棄物の種類ごとに区分し保管できるものとする。
  - カ 引火性・爆発性のある物の保管場所等に近接していない場所に設置する。
  - キ 事業系廃棄物保管場所は、運搬車が横付け又は内部に進入できる場所に設置する。
  - ク 運搬車が廃棄物保管場所内部へ進入する場合及び事業系廃棄物保管場所で運搬車が横付けする場合は、運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置する。
  - ケ 同一敷地内の複数の廃棄物保管場所で運搬車が敷地内に進入して廃棄物を搬出する場合は、幅員が5.5メートル以上あり、原則として運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置する。



- コ 敷地内の出入口は、接する通路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置する。
- サ 延べ面積が3,000平方メートル未満1,000平方メートル以上の集合住宅についても、本基準を準用することとする。

## (2) 構造の基準

- ア 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設ける。
- イ 建築物外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設ける。
- ウ 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。また、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入できるものとする。
- エ 換気及び彩光ができるものとする。
- オ 出入口の幅及び高さは、次のとおりとする。
  - (ア) 容器等を保管設備とする場合は、幅を0.9メートル以上、高さを1.8メートル以上とする。
  - (イ) 反転コンテナを使用する場合は、幅を1.2メートル以上、高さを1.8メートル以上とする。
  - (ウ) 自動貯留排出機を設置し運搬車が廃棄物保管場所内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とする。
  - (エ) 第3条第2項オ(ア)(イ)(ウ)以外は幅を1.2メートル以上、高さを1.8メートル以上とする。
- カ 耐久性があり、周囲と調和できる外観とする。
- キ 運搬車が廃棄物保管場所内部に進入する場合は、廃棄物保管場所の床と通路に段差がないものとする。

## (3) 附帯設備等の基準

- ア 廃棄物の種類ごとに区分し適切に保管するため、仕切り・表示等を設置する。
- イ 廃棄物保管場所内部及び保管設備の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備(以下「洗浄排水設備」という。)を設置する。ただし水道栓等の洗浄設備は、廃棄物保管場所内部及び保管設備の洗浄に支障がなければ廃棄物保管場所外に設置することができる。
- ウ 廃棄物の搬入、保管設備への投入、清掃若しくは点検等又は事業系廃棄物の運搬車への積込みに必要な作業場所(以下、「作業場所」という。)を確保する。
- エ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫(プレハブパネルで作成した箱に冷却装置を設置したものをいう。)等の設備を設置する。
- オ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置する。
- カ 棚を設置する場合は、1段(上下2段構造)とし、床から棚の高さは80センチメートルから100センチメートルまでとする。
- キ 棚に置く容器等は、前後に並列に並べることは出来ない。ただし両側が作業場所に面している場合はこの限りではない。
- ク 廃棄物については、自動貯留排出機を設置する場合を除き、廃棄物保管場所内部からの収集は行わない為、持ち出し場所を設けること。持ち出し場所の位置等については次の通りとする。
  - (ア) 容器等を保管設備として使用する場合の持ち出し場所は、道路に面した場所であつ、収集作業に支障をきたさない場所に設けること。
  - (イ) 反転コンテナを使用する場合の持ち出し場所は、敷地内に運搬車が進入して収集作業ができる場所を確保する。
  - (ウ) 収集車が敷地内に進入する場合は、原則として相互通行ができ運搬車が通り抜け又は旋回できる通路を設ける。

(保管設備に関する基準)

第4条 保管設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合

ア 容器等の場合

- (ア) 規則第18条第1項に規定する基準に適合するものとする。  
(イ) 容器等の種類は、原則として、次のとおりとする。

廃棄物の種類	容器種類	外寸(ミリメートル)
燃 や す ご み	60リットル容器(丸)	直 径 600×高 さ 550
プラスチック製容器包装 ( プ ラ マ ー ク )	60リットル容器(角)	横幅350×奥行き550× 高さ600
燃 や さ な い ご み	50リットルコンテナ	横幅530×奥行き366× 高さ322
古 紙 ・ び ん ・ 缶	資 源 コ ン テ ナ	横幅530×奥行き366× 高さ322
ペットボトル・食品トレイ	自 立 型 ネット	横幅400×奥行き400× 高さ700

イ 反転コンテナの場合

- (ア) 収納する廃棄物の種類は、燃やすごみ又はプラスチック製容器包装(プラマーク)とする。  
(イ) 反転コンテナの容量は0.7立方メートルとし、大きさは、次のとおりとする。

本 体	横 幅 1,360±10ミリメートル 奥行き 590±10ミリメートル 高 さ 890±10ミリメートル
傾倒軸を含む	長 さ 1,574±10ミリメートル 高 さ 685±10ミリメートル

- (ウ) 材質は、FRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。  
(エ) 折りたたみ式のふたを付ける。  
(オ) 底部に、ストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付ける。  
(カ) 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものとする。

ウ 自動貯留排出機の場合

- (ア) 収納する廃棄物の種類は、燃やすごみとする。  
(イ) 特殊架装をした全ての運搬車に適合するものとする。  
(ウ) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。  
(エ) 構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止する。また、騒音及び振動を低減する措置がなされているものとする。  
(オ) 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調節機能を有するものとする。  
(カ) 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないものとする。  
(キ) 原則として、廃棄物を圧縮する機能を有するものとする。  
(ク) 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付ける。

(2) 事業系廃棄物の場合

ア 容器の場合

前号ア(ア)の規定は、事業系廃棄物について準用する。

イ 反転コンテナの場合

前号イ(ウ)から(カ)の規定は、事業系廃棄物について準用する。

ウ 自動貯留排出機の場合

前号ウ(イ)から(ク)の規定は、事業系廃棄物について準用する。

エ 車両搭載式コンテナの場合

(ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。

(イ) 運搬車に適合するものとする。

(ウ) 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有するものとする。

オ その他の設備の場合

(ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。

(イ) 取扱いが、安全かつ容易にできるものとする。

(保管設備の選定基準)

第5条 保管設備の選定基準は、原則として、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合

ア 共同住宅、寄宿舎又は長屋の住戸又は住室数が100戸未満または人数が200人未満の場合は、容器等または反転コンテナとする。

イ 共同住宅、寄宿舎又は長屋の住戸又は住室数が100戸以上かつ人数が200人以上の場合は、燃やすごみ及びプラスチック製容器包装は反転コンテナとし、燃やさないごみ、古紙、びん、缶、ペットボトル及び食品トレイについては、容器等とする。ただし、廃棄物保管場所の位置、構造、廃棄物の保管場所等を勘案して清掃事務所長が特に認める場合は、燃やすごみは自動貯留排出機とすることができる。

(2) 事業系廃棄物の場合

ア 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム未満の場合は、前条第2号に定める設備とする。

イ 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム以上の場合は、前条第2号ウ、エ又はオに定める設備とする。

(3) 家庭廃棄物で反転コンテナ若しくは自動貯留排出機を保管設備とする場合又は事業系廃棄物で前条第2号オに定める設備を保管設備とする場合は、事前に区と十分協議を行う。

(廃棄物保管場所面積及び算出)

第6条 廃棄物保管場所の面積は、次の式で算出した廃棄物の種類ごとの保管設備の設置に必要な面積(以下「保管設備必要面積」という。)の合計面積に、作業場所面積(洗浄排水設備面積を含む)を加えた面積以上とする。

(1) 容器等又は反転コンテナの場合

保管設備必要面積＝保管設備の容器数(居住者人数又は事業用途に供する部分の床面積×一日あたりの廃棄物の排出量×廃棄物の種類ごとの排出割合×収集間隔÷保管設備に収納できる重量)×予備率÷段数×保管設備の面積

(2) 自動貯留排出機の場合

保管設備必要面積＝必要な貯留容積(居住者人数又は事業用途に供する部分の床面積×一日あたりの廃棄物の排出量×廃棄物の種類ごとの排出割合×収集間隔÷自動貯留排出機に収納できる1m<sup>3</sup>あたりの重量×予備率÷圧縮率)を有する機器面積+点検及び作業面積+運搬車の進入通路面積

2 作業場所は、建築物の規模に応じて、保管設備への投入、廃棄物の持ち出し及び保管設備の清掃等に支障が

ない面積を確保する。

3 第1項に規定する保管設備必要面積の算出に用いる項目の数値は、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合

ア 居住者人数は別表1のとおりとする。ただし、居住者人数が確定している場合は、その人数を用いて算出することができる。

イ 一日あたりの廃棄物の排出量は、別表2のとおりとする。

ウ 廃棄物の種類ごとの排出割合は、次のとおりとする。

廃棄物の種類	燃やすごみ	プラスチック製容器包装(プラマーク)	燃やさないごみ	古紙	びん	缶	ペットボトル	食品トレイ
排出割合	76.9%	7.5%	4.4%	5.8%	2.9%	1.0%	1.3%	0.2%

エ 収集間隔は、次のとおりとする。

廃棄物の種類	収集間隔
燃やすごみ	3日
プラスチック製容器包装(プラマーク)	6日
燃やさないごみ	13日
古紙・びん・缶 ペットボトル・食品トレイ	6日

オ ディスポーザ及び排水処理システム(各住宅等から発生する生ごみを破碎し、排水処理槽等で処理した後、その排水を下水道へ流すものをいう。)を設置する場合は、居住者人数に一日あたりの廃棄物の排出量、燃やすごみの排出割合、及び収集間隔を乗じて算出した燃やすごみの排出量から、区と協議の上、20パーセントを限度として、その能力に応じて減ずることができる。

カ 保管設備に収納できる重量は、別表3のとおりとする。

キ 自動貯留排出機の圧縮率は、1.3を限度とする。

ク 予備率は、原則として1.4以上とする。

ケ 段数は、次のとおりとする。

	60リットル容器	50リットルコンテナ	資源コンテナ	自立型ネット	反転コンテナ
平置きする場合	1段	2段	2段	1段	1段
棚を設置し、2段構造にする場合	2段	4段	4段	2段	

コ 保管設備の面積の算出は、次のとおりとする。

(ア) 容器等の面積は、次の外寸を用いて算出する。

容器等の種類	外寸(ミリメートル)
60リットル容器(丸)	直径600
60リットル容器(角)	縦(横幅)350×横(奥行き)550
50リットルコンテナ	縦(横幅)530×横(奥行き)366
資源コンテナ	縦(横幅)530×横(奥行き)366
自立型ネット	縦(横幅)400×横(奥行き)400

(イ) 反転コンテナの面積は、第4条第1号イ(イ)の外寸(傾倒軸含む)を用いて算出する。

(2) 事業系廃棄物の場合

- ア 一日あたりの廃棄物の排出量は、原則として別表2のとおりとする。ただし、過去のデータがある場合は、区の下承を得た上で、そのデータを用いることができる。
- イ 廃棄物の種類ごとの排出割合は、過去のデータがある場合は、区の下承を得た上で、そのデータを用いることができる。ただし、過去のデータがない場合は、廃棄物の種類ごとの排出割合は設けずに、一律で100パーセントとする。
- ウ 収集間隔は、収集回数に応じた日数とする。
- エ 保管設備に収納できる重量は、過去のデータがある場合は、区の下承を得た上で、そのデータを用いて算出することができる。ただし、過去のデータがない場合は、1立方メートルあたりの重量を190キログラムで換算して算出するものとし、保管設備に収納できる重量は、別表3のとおりとする。
- オ 自動貯留排出機の圧縮率は、実際に使用する機器の圧縮率とする。
- カ 予備率は、原則として1.4以上とする。
- キ 段数は、区の下承を得た上で、保管設備の形状及び使用方法に応じた段数とする。
- ク 保管設備の面積は、実際に使用する保管設備の外寸を用いて算出する。

(粗大ごみ集積所の設置基準)

第7条 他の用途と兼用でないものとする

- 2 建築物の規模に応じて、粗大ごみが十分集積できる面積を確保する。
- 3 建築物一棟につき、1個以上設置する。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される粗大ごみを取りまとめて集積する場合は、この限りではない。

付則

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

付則

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

付則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

付則

この基準は、平成20年2月15日から適用する。

付則

この基準は、令和4年10月1日から適用する。

別表1(第6条関係)

## 住居占有面積別居住者人数

住居占有面積	居住者人数
～30㎡未満	1.0人
～40㎡	1.5人
～50㎡	2.0人
～60㎡	2.5人
～70㎡	3.0人
70㎡超	4.0人

別表2(第6条関係)

## 施設用途別の一日あたりの廃棄物の排出量

施設用途	1日あたりの廃棄物の排出量
住 宅	0.65kg/人
事 務 所 ビ ル	0.04kg/㎡
文 化 ・ 娯 楽 施 設 工 場 ・ 倉 庫	0.03kg/㎡
店 舗 ( 飲 食 店 )	0.20kg/㎡
店 舗 ( 物 品 販 売 ) デパート、スーパー	0.08kg/㎡
ホ テ ル	0.06kg/㎡
学 校	0.03kg/㎡
病 院 、 診 療 所	0.08kg/㎡
駐 車 場	0.005kg/㎡
鉄 道 駅 舎	0.005kg/乗降客

別表3(第6条関係)

保管設備に収納できる重量

廃棄物の種類	容器等の種類	収納できる重量
燃やすごみ	自動貯留排出機	1m <sup>3</sup> あたり120kg
	反転コンテナ	80kg
	60ℓ容器(丸・角)	7kg
プラスチック製容器 包装(プラマーク)	反転コンテナ	23kg
	60ℓ容器(丸・角)	2kg
燃やさないごみ	50ℓコンテナ	11kg
古紙	資源コンテナ	17kg
びん		16kg
缶		3kg
ペットボトル	自立型ネット	4kg
食品トレイ		1kg
事業系廃棄物	自動貯留排出機 を使用する場合	1m <sup>3</sup> あたり190kg
	反転コンテナ を使用する場合	133kg
	60ℓ容器(丸・角) を使用する場合	12kg